

第十九回 参議院地方行政委員会會議録第八号

昭和二十九年三月九日(火曜日)午後一時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 内村 清次君
理事 石村 幸作君
堀 末治君
館 哲二君

委員

伊能 芳雄君
島村 軍次君
秋山 長造君
若木 勝蔵君
加瀬 完君

委員外議員

市川 房枝君

衆議院議員

中村 高一君

國務大臣

塚田十一郎君

事務局側

常任委員 福永与一郎君
常任委員 伊藤 清君
常任委員 伊藤 清君

本日の會議に付した事件

○議員派遣要求の件

○公職選挙法の一部を改正する法律案

○公職選挙法の一部を改正する法律案

○公職選挙法の一部を改正する法律案

○公職選挙法の一部を改正する法律案

○公職選挙法の一部を改正する法律案

○公職選挙法の一部を改正する法律案

○公職選挙法の一部を改正する法律案

○公職選挙法の一部を改正する法律案

○公職選挙法の一部を改正する法律案

○公職選挙法の一部を改正する法律案

○公職選挙法の一部を改正する法律案

○公職選挙法の一部を改正する法律案

○委員長(内村清次君) 只今より地方行政委員会を開会いたします。

議題に入る前にお諮りしたいことがございます。先ず議員派遣に關してでございます。去る三月四日町村合併促進に關して議員派遣を行うことを決定いたしました。この際併せて警察制度に關しても実地調査をすることにしましては如何かと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(内村清次君) なお、本件に關しまして、派遣委員の選定、派遣地その他の手続に關しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(内村清次君) それではさうに決定をいたします。

○委員長(内村清次君) それでは公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第七号)、学生等の住居に關する点を主とした法律案でございますが、これの提案理由を聞きます。

○國務大臣(塚田十一郎君) 最初に学生生徒の選挙権の所在に關する部分の公職選挙法の一部を改正する法律案を御説明申し上げます。

御承知のように、学生生徒の住所認定に關する政府の取扱に關しましては、世上種々論議を引起したものであります。政府といたしましては、何らかの立法措置をとることによりこの問題の解決を図ることが適當であると考え、その具体的内容については選挙

制度調査会に諮問し、その検討をお願いいたしましたのであります。

選挙制度調査会は、昨年十月二十一日以来約二カ月に亘り、慎重に審議されました結果、十二月十七日に「現在における学生、保安官等の生活の実態に鑑み、公職選挙法中に「修業のため寮、下宿等に居住する学生生徒又は営舎内若しくは船舶内に居住する保安官若しくは警備官の住所は、その居住地又はその営舎若しくは定住地たる所在地にあるものと推定する。但し、郷里を住所として申し出た場合は、この限りでない。」という趣旨の規定を設け、これらの者の選挙権の行使及び住所の認定を容易ならしめることを適當と認め

る。旨の答申を政府に提出されたのであります。政府といたしましては、この答申を尊重し、ここにその趣旨を具した次第であります。

次にこの法律案の概略について御説明いたします。第二百七十条第二項の改正規定は、公職選挙法上の住所に關する要件を認定するに當つては、引き続き三カ月以來修業のため同一市町村の区域内にある寮、下宿等に居住している学生生徒については、引き続き三カ月以來その市町村の区域内に住所を有するものと推定することとしたものであります。選挙制度調査会の答申にもありますように、現在における学生生徒の生活の実態から考へて適當でありますし、又これらの者の選挙権の行使及び選挙

管理委員会の住所の認定を容易ならしめるという大きな利点もあるのであります。併し、すべてのこれらの者の住所が修業地にあると推定されることになりましては、却つて住所の実態から離れてしまふ虞もありますので、学生生徒が、父母その他の親族が現に居住している他の市町村の区域内に住所を有するものとして当該市町村の選挙管理委員会に申出た場合には、この推定規定は適用されないことにしたのであります。これらの申出をした者については、市町村の選挙管理委員会が個々に具体的事情を判断して、申出た地に住所があるかないかを決定することになるわけでありまして、

第三項の改正規定は、営舎又は船舶内に居住する保安官又は警備官については、第二項と同趣旨の規定をいたしたのであります。これは、これらの保安官又は警備官の生活の実態を考へ、寮、下宿等にある学生生徒と同様の取扱をいたすことを適當と認めたからであります。

第四項の改正規定は、第二項及び第三項の規定は、これらの推定規定の適用が排除される場合を申出のあつた場合にのみ限定し、その他の方法によつて反証を挙げて推定を覆すことを認めない趣旨であるかのようによつて設けられたものであります。念のために設けた規定であります。

その他の改正規定は、いずれもこれらの規定の新設に伴う規定の整備及び経過規定であります。

以上がこの法律案の提案理由並びにその内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上速かに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(内村清次君) 次に、公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第七号)、教育委員の任期に關する件を主とした法律案であります。その提案理由を聞きます。

○國務大臣(塚田十一郎君) 次に、教育委員会の委員の任期等に關する公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

教育委員会の委員につきましては、御承知のごとく二年ごとに半数ずつを改選する制度がとられておるのであります。このようにいたしましたのは、教育委員会の発足の当初におきまして、選挙ごとに委員が一新に交代することに伴つてもたらされる施策の急激な変化を回避することを主眼としたものと考へられるのであります。併し、今日におきましては、教育委員会制度発足以來すでに六年を経過いたしてあり、その運用の経験に鑑みますと、

は、そのような観点から半数改選制度を維持することは積極的理由に乏しいと考へられるのみならず、現在の地方公共団体の選挙におきましては、他に半数改選制度をとつてゐるものがありませんので、これに対する選挙民の理解が薄く、投票の熱意を殺ぐこととなつて、選挙民の意思を十分に反映することができない憾みもあるように見受けられるのであります。政府といた

しましては、これらの事情を検討し、かたがた地方財政上の負担軽減の一助ともなることを考慮いたしました結果、教育委員会の委員の半数改選の制度を四年ごとに一斉に改選することに改めることとし、ここにこの法律案を提出いたしました次第でございます。

次に法律案の内容の概略について御説明申し上げます。公職選挙法第三十三条の改正は、教育委員会の委員の半数改選の制度を廃止して四年ごとに一斉に改選することとするためのものであります。公職選挙法のその他の規定の改正は、これに伴い定例選挙の期日、繰上補充及び補欠選挙等について技術的な規定の整備をいたしましたものであります。

附則第二項の規定は、教育委員会の現任委員のうち任期満了が早く到来する半数の委員の任期を二年延長するものであります。これによつて現任委員全員の任期満了を同一時期となるようにし、次の選挙からは一斉改選が行い得るようになしたものであります。

附則のその他の規定は、必要な経過措置及び関係法令の整備であります。以上がこの法律案の提案理由並びにその内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決下さることをお願いいたします。

○委員長(内村清次君) 次に公職選挙法の一部を改正する法律案(参第五号)、市川房枝君外一名発議、連座制の強化に関する件を主とした法律案でございませう。市川房枝君に提案理由を伺います。

○委員外議員(市川房枝君) 只今議題となりました公職選挙法の一部を改正

する法律案につき、その提案理由及び内容のあらましを御説明いたします。

政界の腐敗は、政治と金との結び付きに由来し、そして、選挙のために巨額の運動費用を調達しようとするものが、このような結び付きを生ずる大きな原因の一つをなしているものであります。そこで、金のかからない選挙というものが前から唱えられて来ましたが、残念ながらその実が上つていないのであります。これは根本的には選挙民の自覚の如何にかかるとはありますが、ここに公職選挙法を改正して、いわゆる連座規定を強化し、併せていわゆる公民権の停止を厳しくして、法律の面から選挙を公明にし、政治と金との悪因縁を断ち切る一大原動力として、ようと思ふのであります。

御承知のように、現行法は金のかからない選挙を目指して選挙運動費用の最高限度を法定し、この制限額を超えて支出したとき、及び出納責任者が収支報告書提出義務違反により処刑されたときには当選を無効とし、又、選挙の適正を期するため、当選人の選挙犯罪及び給与主たる者の買収事犯に対しては当選無効を以て臨み、更に、選挙犯罪により処刑された者に対しては選挙権及び被選挙権を一定期間停止することとしているのであります。併し前者の当選無効にはいわゆる免責規定があり、後者のいわゆる公民権停止には裁判所が情状によつて全く停止せず又は停止期間を短縮することが出来る旨の規定が附されているのであります。従つて、右の理由による当選無効は、当選人自身の選挙犯罪の場合には言い逃れがきかないので別として、いわゆる連座の場合は選挙運動総括主たる者

や出納責任者の選任監督につき、相当な注意がなされていなかったこと等が立証されて初めて当選人の当選が無効となるのであり、而もその立証は、事柄の性質上甚だしく困難なので、この連座規定は骨抜きになつていたのであります。そこで、このいわゆる免責規定を削除することにより連座制の趣旨を貫徹することにより、出納責任者の買収事犯をも当選無効原因に加えることとするのが改正の第一点であります。

こうすることによつて、実質的にはみづから制限超過支出や買収をやらないが、選挙運動総括主たる者や出納責任者の選任監督につき相当な注意をしたという言い逃れをすることによつて、一切の責任をこれらの者に負わせて、みづからは免れて恥なしとするということでは免れて恥なすわけでありませう。

併し、半面これらの者の選任及び監督につき深い注意を払つていたのに、これらの者により制限超過支出や買収が行われ、その結果当選人がその当選を失ふことになる場合もあり、当選人には気の毒なようではあります。これは、いわばその当選人の選挙運動のためのチームの首領部が選挙運動のルールに違反したものであり、そのチームを失格とするのはこのルールの遵守を保障するためには許されるべきであると考えるのであります。更に言うならば、これらの違反行為がなかつたら、当選人は当選してはなかつたかもしれないのであります。

改正の第二点は、如何なる情状があるろうと、いわゆる公民権停止の規定を適用しないことはできないものとし、又、停止期間の短縮についても現行法により認められていた短期間をその二

分の一を限度とすることに改めたことでありませう。もともこの公民権停止の規定は、選挙犯罪者を一定期間選挙から遠ざけることにより、選挙の公正の確保に資するためのものであります。が、この趣旨を徹底せよとするものであります。なお、これまではその選挙以外の選挙による公職にある者、例へば国会議員の選挙の際に地方議会

の議員が選挙違反により処刑されたときにも、裁判所による公民権停止規定を適用の宣告により、その公職の地位を失ふことができたのを、これによりそのようなときは必ずその公職の地位を失ふことになり、この面からこれらの者の選挙違反を防ぐ効果も期待しております。

これらの改正の諸点は、昭和廿七年の夏結成されました公明選挙連盟の主張して来たところであり、又、自治庁が去る十五国会及び今国会に提出した公職選挙法の改正に関する意見の中にも取上げられていたところでありませう。

又、今次の汚職事件の続発から、一般世論もこの連座制の強化等による選挙の公明を強く要望しておりますので、何とぞ慎重御審議の上、速かに可決されるようお願い申し上げます。

○委員長(内村清次君) 次に、政治資金規正法の一部を改正する法律案、政党等に対する寄付の制限に関する点を主とした法律案であります。衆議院第十号、中村高一君外十九名提出、中村高一君から提案理由を聞きませう。

○衆議院議員(中村高一君) 只今本委員会に付託されました政治資金規正法

の一部を改正する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。

政治の公明且つ適正な運営を確保するために、政党その他の政治団体に対する政治献金或いは寄付につきまして、適切な規正を行うことの必要なること、今日ほど痛切に感じられるときはないと思ふのであります。

現行法規の下におきまして、すでに公職選挙法により、国と請負その他の特別の利益を伴う契約の当事者が、選挙に關して寄付をすることを禁止し、又選挙に關して匿名の寄付又は本人の名義以外の名義を用いて行う寄付等を行うことを一切禁止しており、更に政治資金規正法におきましては、政党その他の政治団体に対し右のような寄付をすることを禁止してゐるのであります。併しながら、これらの規定は「選挙に關し」という条件が附せられておりますと共に、「特別の利益を伴う契約の当事者」というような解釈について疑義なしとしないわけでありませう。

従ひまして、これらの点について再検討を加え、更に国から特殊の利益又は援助を受ける等、国に対し特殊な関係にある会社その他の法人から政党等に対して行われる政治献金を禁止することが、現下の事情に鑑み政治の公明化を期する上において特に緊要と考えられるのであります。右のような理由に基きまして、次の点について適切な措置を講じようとするものであります。

先ず、国が直接又は間接に補助金、助成金等を交付し、又は利子補給、損失補償等の財政援助を与えている会社その他の法人、或いは国が資本金を出資し、又は借入金金の元金、利子を保証

している会社その他の法人或いは国又は公共企業体と特別の利益を伴う契約の当事者である会社その他の法人等から政党等が寄付を受けることができない旨を規定することとしたのであります。

次に政党等が右のような会社その他の法人からだけでなく、これらを主たる構成員とする団体又はその連合体からも寄付を受けることを禁止することとしたのであります。

更に右の会社その他の法人又はこれ等の団体若しくは連合体から、その禁止に反して政党等が寄付を受けた場合において、何人がその責任を負うべきかについて規定を設け、この場合においては政党等の代表者又は主幹者、会計責任者その他の責任者で当該違反行為をした者は処罰されることとしたのであります。

以上のような点につきまして、政治

資金規正法の一部に所要の改正を加えるため、この法律案を提出したのであります。何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことをお願いいたします次第であります。

○委員長(内村清次君) 以上、選挙関係の四法案の提案理由の説明聴取を終りましたから、あとは公職選挙法改正に関する小委員会において十分審査をお願いし、結果を御報告頂くことにいたします。

○石村幸作君 これは衆議院と参議院とどちらが先議になつておりますか。

○委員長(内村清次君) 参第五号、市川房枝君外一名提出の公職選挙法の一部を改正する法律案、連座制の強化に關する点を主とした法律案、これだけが参議院のほうから先議でございます。あとは衆議院のほうから先議になつております。

○伊能芳雄君 ほかは予備審査ですか。

○委員長(内村清次君) ほかは予備審査でございます。

○堀末治君 先ほどいわゆる国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案が提案になつたのであります。これも成るべくならばできるだけ近いうちに一つ提案理由を聞きまして、恐らくこれも今の小委員会にかかると思いますが、成るべく早く提案理由の説明を聞いて、小委員会にかけざるにかけざるように取りきめをお願いしたいと思います。

○委員長(内村清次君) 只今堀委員から言われました本日付を以ちまして、国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案、これはまだ今日は公報に載つておりませんから、実は提案理由の説明をこの次に廻したわけでございますが、只今言われましたようにこの提案理由の説明を聞いた上で、公職選挙法の改正に

關する小委員会が審議せしめて、その結果を報告せしめるということに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(内村清次君) ではそのように取計いたします。

○堀末治君 選挙に關係する法案は、これより出ないというお見込ですか。

○委員長(内村清次君) 大体小委員会を設置しました目的をいたしましては、まだほかに重要な目的があるわけでございまして、それは各党間でこの際公職選挙法を改正しようじやないか、こういう空気があるようでございます。うういふ或いは衆議院の特別委員会ですらういうようなことが併せて考えられておるから、まあどの党からの改正案が出て来るかわかりませんが、或いは各党が持寄つた改正案が出て、そして公職選挙法の一部を改正するというような大きな改正がありはしないかという

動きのために、この小委員会の設置も一応考えたわけでございますから、そういうようなことが今国会にはかに出はしないか、これは心組として小委員会でも待つていて頂きたいと思ひます。

○堀末治君 かしこまりました。そういうことでお尋ねいたしましたのであります。

○委員長(内村清次君) それでは地方行政委員会をこれで閉じまして、あとは小委員会に變更することに取計りたいと思ひますので、閉会いたします。

午後二時三十分散会

三月八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案

投票区の 選挙人数	区市町村		区		市		町		村	
	投票日									
五百人未満	平日	土曜日又は休日	平日	土曜日又は休日	平日	土曜日又は休日	平日	土曜日又は休日	平日	土曜日又は休日
五〇七円	六七三円	八五七円	四三三円	六二五円	七六三円	三、一五三円	四〇五円	四九三円		
一千人以上	五二〇円	七五九円	九六五円	四八〇円	六八三円	八六五円	三、五三七円	四六三円	五七七円	

二千人未満	六七七	九四二五	二、八七	六一五	八五二	一〇、五九五	四、四七	五、三三	六、四七
三千人未満	七九七	一一〇一一	一、三三	七、五二	九、九七	一一、三〇一	五、四二	六、七五九	七、九一
五千人未満	九八七	一、二八七	一、六二七	九〇七	二、九四七	一、四五七	六、七五	八、四六	九、八七五
一万人未満	一、三三七	一、六三九	一、九八七	二、三三九	四、七三三	一、七八九	八、三三九	一〇、九三	二、八四九
一万人以上	一、五八七	三、五七	二、五四三	二、四五六	八、九四七	三、三八七	一〇、八三七	一三、六七	二、五三七
二万人未満	二、三〇七	二、九四九	三、六〇七	二、〇一八	六、六二三	三、二九九	四、四〇七	一、八四〇	二、三〇七
二万人以上	二、六七七	三、八七七	四、七八七	二、六二七	五、五〇七	四、三七七	八、八七七	二、三六七	二、七七七

第四條第二項の表を次のように改める。

開票 区の選挙人数	区市町村	投票日			
		平日	日曜日又は休日	平日	日曜日又は休日
五百人未満	区	二四〇円	四四六円	二二六円	三六八円
五百人未満	市	二八七円	五三三円	二四九円	四三六円
五百人未満	町	二八七円	五三三円	二四九円	四三六円
五百人未満	村	二八七円	五三三円	二四九円	四三六円
一千人未満	区	三二〇円	五九八円	二八四円	五八四円
一千人未満	市	三六六円	六七四円	三二〇円	六二六円
一千人未満	町	三六六円	六七四円	三二〇円	六二六円
一千人未満	村	三六六円	六七四円	三二〇円	六二六円
二千人未満	区	四〇〇円	七四〇円	三六〇円	七二〇円
二千人未満	市	四四六円	八三二円	四〇六円	八〇二円
二千人未満	町	四四六円	八三二円	四〇六円	八〇二円
二千人未満	村	四四六円	八三二円	四〇六円	八〇二円
三千人未満	区	四九〇円	八九二円	四四六円	八九二円
三千人未満	市	五三六円	九八四円	四九二円	九八四円
三千人未満	町	五三六円	九八四円	四九二円	九八四円
三千人未満	村	五三六円	九八四円	四九二円	九八四円
五千人未満	区	六二〇円	一、一〇四円	五八〇円	一、一六〇円
五千人未満	市	六六六円	一、一九六円	六二六円	一、二五二円
五千人未満	町	六六六円	一、一九六円	六二六円	一、二五二円
五千人未満	村	六六六円	一、一九六円	六二六円	一、二五二円
一万人以上	区	七二〇円	一、二六八円	六八〇円	一、三二八円
一万人以上	市	七六六円	一、三六〇円	七二六円	一、四二〇円
一万人以上	町	七六六円	一、三六〇円	七二六円	一、四二〇円
一万人以上	村	七六六円	一、三六〇円	七二六円	一、四二〇円
二万人以上	区	八二〇円	一、三六八円	七八〇円	一、四二八円
二万人以上	市	八六六円	一、四六〇円	八二六円	一、五二〇円
二万人以上	町	八六六円	一、四六〇円	八二六円	一、五二〇円
二万人以上	村	八六六円	一、四六〇円	八二六円	一、五二〇円

第四條第三項中「千八百三十六円」を「二千七百五十円」に、「千六百円」を「千八百円」に、「千三百四十一円」を「千四百三十七円」に改め、同條第五項中「十一月一日から三月三十一日まで」を「十一月一日から三月三十一日まで（道の区域にあつては、十一月一日から四月三十日まで）」に、「三百円」を「四百円」に、「三百七十五円」を「五百円」に、「四百五十円」を「六百円」に、「四百九十円」を「六百五十円」に、「五百二十五円」を「七百円」に、「六百円」を「八百円（道の区域にあつては、千六百二十五円）」に改める。

第五條第一項の表を次のように改める。

開票 区の選挙人数	区市町村	投票日			
		平日	日曜日又は休日	平日	日曜日又は休日
三千人未満	区	一〇、〇五二	九、二二八	六、四八二	六、四八二
三千人未満	市	一二、九〇四	一一、八一八	八、四六三	八、四六三
三千人未満	町	一二、九〇四	一一、八一八	八、四六三	八、四六三
三千人未満	村	一二、九〇四	一一、八一八	八、四六三	八、四六三
五千人未満	区	一六、六七四	一五、二五〇	一〇、八九三	一〇、八九三
五千人未満	市	二一、三四六	一九、四三五	一三、六〇五	一三、六〇五
五千人未満	町	二一、三四六	一九、四三五	一三、六〇五	一三、六〇五
五千人未満	村	二一、三四六	一九、四三五	一三、六〇五	一三、六〇五
一万人以上	区	二四、八六〇	二二、六八〇	一六、一九九	一六、一九九
一万人以上	市	二八、四六八	二五、九三〇	一八、四一七	一八、四一七
一万人以上	町	二八、四六八	二五、九三〇	一八、四一七	一八、四一七
一万人以上	村	二八、四六八	二五、九三〇	一八、四一七	一八、四一七
二万人以上	区	三五、五二二	三二、三三〇	二二、一〇二	二二、一〇二
二万人以上	市	三九、一三〇	三六、〇四〇	二五、二一〇	二五、二一〇
二万人以上	町	三九、一三〇	三六、〇四〇	二五、二一〇	二五、二一〇
二万人以上	村	三九、一三〇	三六、〇四〇	二五、二一〇	二五、二一〇
三万人以上	区	四三、二八〇	四〇、一八〇	二八、五八〇	二八、五八〇
三万人以上	市	四七、八八八	四四、七八八	三二、一八八	三二、一八八
三万人以上	町	四七、八八八	四四、七八八	三二、一八八	三二、一八八
三万人以上	村	四七、八八八	四四、七八八	三二、一八八	三二、一八八

第五條第二項の表を次のように改める。

開票 区の選挙人数	区市町村	投票日			
		平日	日曜日又は休日	平日	日曜日又は休日
三千人未満	区	一〇、〇五二	九、二二八	六、四八二	六、四八二
三千人未満	市	一二、九〇四	一一、八一八	八、四六三	八、四六三
三千人未満	町	一二、九〇四	一一、八一八	八、四六三	八、四六三
三千人未満	村	一二、九〇四	一一、八一八	八、四六三	八、四六三
五千人未満	区	一六、六七四	一五、二五〇	一〇、八九三	一〇、八九三
五千人未満	市	二一、三四六	一九、四三五	一三、六〇五	一三、六〇五
五千人未満	町	二一、三四六	一九、四三五	一三、六〇五	一三、六〇五
五千人未満	村	二一、三四六	一九、四三五	一三、六〇五	一三、六〇五
一万人以上	区	二四、八六〇	二二、六八〇	一六、一九九	一六、一九九
一万人以上	市	二八、四六八	二五、九三〇	一八、四一七	一八、四一七
一万人以上	町	二八、四六八	二五、九三〇	一八、四一七	一八、四一七
一万人以上	村	二八、四六八	二五、九三〇	一八、四一七	一八、四一七
二万人以上	区	三五、五二二	三二、三三〇	二二、一〇二	二二、一〇二
二万人以上	市	三九、一三〇	三六、〇四〇	二五、二一〇	二五、二一〇
二万人以上	町	三九、一三〇	三六、〇四〇	二五、二一〇	二五、二一〇
二万人以上	村	三九、一三〇	三六、〇四〇	二五、二一〇	二五、二一〇
三万人以上	区	四三、二八〇	四〇、一八〇	二八、五八〇	二八、五八〇
三万人以上	市	四七、八八八	四四、七八八	三二、一八八	三二、一八八
三万人以上	町	四七、八八八	四四、七八八	三二、一八八	三二、一八八
三万人以上	村	四七、八八八	四四、七八八	三二、一八八	三二、一八八

第五條第四項の表を次のように改める。

[illegible][illegible]

開票日の 選挙人数	開票日	区	市	町	村
一千人未満	日曜日又は休日	二、九九〇円	二、五九〇円	一、四四九円	
二千人未満	日曜日又は休日	三、五八八	三、一〇八	一、六五六	
三千人未満	日曜日又は休日	五、三八二	四、六六二	二、四八四	
五千人未満	日曜日又は休日	六、五七八	五、六九八	三、一〇五	

第六條第一項中、「十二万七千七百三十一円」を「十三万一千七百八十八円」に改め、同条第二項中「五十五万二千九百四十七円」を「五十五万九千四百三十三円」に改める。

第六條第三項の表を次のように改める。

五千人以上	八、三七二	七、二五二	三、九三三
一万五千人以上	一一、〇六三	九、五八三	五、一七五
二万五千人以上	一一、九六〇	一〇、三六〇	五、五八九
三万人以上	一三、七五四	一一、九一四	六、四一七
三万人以上	一六、一四六	一三、九九〇	七、四五二

第六条第三項の表を次のように改める。

第六條第四項中「十一月一日から三月三十一日まで」を「十一月一日から三月三十一日まで（道の区域にあつては、十一月一日から四月三十日まで）」に、「一万五百円」を「一万四千元」に、「一万三千二百二十五円」を「一万七千五百円」に、「一万五千七百五十円」を「一万一千元」に、「一万七千六十五円」を「二万二千七百五十円」に、「一万八千三百七十五円」を「二万四千五百円」に、「二万一千円」を「二万八千円（道の区域にあつては、二万九千五百七十五円）」に改める。

第七條第一項の表を次のように改める。

選挙会又は選挙分 会が開かれる地 区	市 町 村	一四、二四八門	選挙会 又は選挙分会	一六、四一八門	衆議院議員選挙会	参議院地方選出議員選 挙会及び参議院全国選 出議員選挙分会	三六、七八九	三一、九二三
--------------------------	-------------	---------	---------------	---------	----------	-------------------------------------	--------	--------

第七條第一項の表を次のように改める。

[illegible]

(己)	(戊)	(丁)	(丙)	(乙)	(甲)
三十万未滿上	三十万未滿上	四十万未滿上	五十万未滿上	六十万未滿上	七十万未滿上
—	—	四、八六	五、七〇	—	—
六、一三	四、六八	四、八五	五、六九	五、七九	—
六、五〇	五、五八	五、七八	六、〇〇	六、三二	—
七、七九	六、八七	七、〇七	七、二八	七、四三	—
九、一八	八、二二	八、四六	八、四八	八、八〇	—
一〇、五三	九、四四	九、七五	九、九六	一〇、三三	—
一二、八六	一一、〇六	一一、九四	一二、〇〇	一二、七五	—

第九條第一項の表を次のように改める。

演説会 場の施設 の坪数	開催 の時	区市町村	
		区	市
五十坪未満	午前八時三十分から午後五時までの間 とをいうもの 下同じ	午後八時から午後五時までの間 とをいうもの 下同じ	昼間 夜間
五十坪未満	五二〇円	一、一二二〇円	四九〇円 一、〇二六円
五十坪以上	五二〇円	一、一二二九円	四九〇円 一、〇三五円
五十坪以上	五二〇円	一、二六八円	四九〇円 一、〇七四円
五十坪以上	五二〇円	一、二四七円	四九〇円 一、一五三円
五十坪以上	五二〇円	四六〇円	四六〇円
五十坪以上	五二〇円	九四六円	九四六円
五十坪以上	五二〇円	八九八円	八九八円

第九條第二項中「四百九十五円」を「五百六十円」に、「四百三十二円」を「四百八十六円」に、「三百六十二円」を「三百八十八円」に改め、同條第六項中「十一月一日から三月三十一日まで」を「十一月一日から三月三十一日まで（道の区域にあつては、十一月一日から四月三十日まで）」に、「百二十円」を「百六十円」に、「百五十円」を「二百円」に、「百八十円」を「二百四十円」に、「百九十五円」を「二百六十円」に、「二百十円」を「二百四十円」に、「二百四十円」を「三百二十円（道の区域にあつては、五百二十円）」に改める。

第十條第一項の表を次のように改める。

学校以外		学校		施設 の 時	演説会 開催の 日	演説会 開催の 日	区市町村
夜間	昼間	夜間	昼間				
五、九八五	四、三一五	三、九八五	二、三一五	平日	土曜日 午後	土曜日 午後	区
五、九八五	五、八〇八	三、九八五	三、八〇八	休日	後又は日曜日 若しくは	後又は日曜日 若しくは	
五、七六七	四、二九五	三、七六七	二、二九五	平日	土曜日 午後	土曜日 午後	市
五、七六七	五、五九〇	三、七六七	三、五九〇	休日	後又は日曜日 若しくは	後又は日曜日 若しくは	
五、四七六	四、二六五	三、四七六	二、二六五	平日	土曜日 午後	土曜日 午後	町
五、四七六	五、二九九	三、四七六	三、二九九	休日	後又は日曜日 若しくは	後又は日曜日 若しくは	村

第十條第二項中「千三百二十一円」を「千四百九十三円」に、「千五百十一円」を「千二百九十五円」に、「九百六十五円」を「千三十四円」に改め、同條第三項中「前條」を「第九條」に改める。

第十三条第一項第一号から第六号までを次のように改める。

一 都道府県

選挙人五十万人 の數未滿	五十万人 以上百万人 未滿	百万人以上 百五十万人未滿	百万人以上 二百五十万人未滿	二百万人以上 三百万人未滿	三百万人 以上
金額 二六九、〇五三、三三二、一一〇 円	ある道府 道府縣	ある道府 道府縣	ある道府 道府縣	ある道府 道府縣	道府縣
四四八、六八八、四四七、七三五、六三三、二五二、六四八、〇〇八、三三三、三三八、二四八、〇〇〇 円	ある道府 道府縣	ある道府 道府縣	ある道府 道府縣	ある道府 道府縣	道府縣
1,000,000,000 円					

二 都道府県の支庁又は地方事務所

三 大都市

二七四、八七五四
八四八、〇六〇四

選挙人の数	五万人未満	十万人未満	十五万人以上	十五万人以上
金額	三五一、九一二円	四七一、〇八二円	六三三、八三二円	八一九、〇六二円

五市

選挙人の数	三万人未満	三万人以上 五万人未満	五万人以上 十万人未満	十万人以上 十五万人未満	十五万人以上
金 額	一五九三六六円	二三、一九六円	三八四四〇円	五七五〇六円	七九、五三三円

六 町村

選挙人の数	金額
一人未満	一、四七〇円
一人以上、一万人未満	一、七四〇円
一万人以上、一十万人未満	二、五三〇円
一十万人以上、一百万人未満	四、六〇〇円
一百万人以上、一百万人以上	五、八三〇円
一百万人以上	七、四六〇円
一百万人以上	九、八〇〇円

第十三条第二項第一号から第六号までを次のように改める。

一 都道府県

選挙人の数	金額
五十万人未満	二、六〇〇円
五十万人以上、一百万人未満	三、七二〇円
一百万人以上、一百万人以上	四、四七〇円
一百万人以上、一百万人以上	五、二二〇円
一百万人以上、一百万人以上	六、〇三〇円
一百万人以上、一百万人以上	六、八三〇円
一百万人以上、一百万人以上	七、六三〇円
一百万人以上、一百万人以上	八、四三〇円
一百万人以上、一百万人以上	九、二三〇円
一百万人以上、一百万人以上	一〇、〇三〇円

二 都道府県の支庁又は地方事務所

一五、六七〇円
二九、九四〇円
一六八、一四二円

三 大都市

選挙人の数	金額
三十万人未満	六、四六〇円
三十万人以上、五十万人未満	七、二二〇円
五十万人以上、五十万人以上	八、〇三〇円
五十万人以上、五十万人以上	八、八三〇円
五十万人以上、五十万人以上	九、六三〇円
五十万人以上、五十万人以上	一〇、四三〇円
五十万人以上、五十万人以上	一一、二三〇円
五十万人以上、五十万人以上	一二、〇三〇円
五十万人以上、五十万人以上	一二、八三〇円
五十万人以上、五十万人以上	一三、六三〇円

六 町村

選挙人の数	金額
一人未満	七、二二〇円
一人以上、一万人未満	七、二二〇円
一万人以上、一万人以上	八、〇三〇円
一万人以上、一万人以上	八、八三〇円
一万人以上、一万人以上	九、六三〇円
一万人以上、一万人以上	一〇、四三〇円
一万人以上、一万人以上	一一、二三〇円
一万人以上、一万人以上	一二、〇三〇円
一万人以上、一万人以上	一二、八三〇円
一万人以上、一万人以上	一三、六三〇円

第十三条第三項第一号から第六号までを次のように改める。

一 都道府県

選挙人の数	金額
五十万人未満	二、六〇〇円
五十万人以上、一百万人未満	三、七二〇円
一百万人以上、一百万人以上	四、四七〇円
一百万人以上、一百万人以上	五、二二〇円
一百万人以上、一百万人以上	六、〇三〇円
一百万人以上、一百万人以上	六、八三〇円
一百万人以上、一百万人以上	七、六三〇円
一百万人以上、一百万人以上	八、四三〇円
一百万人以上、一百万人以上	九、二三〇円
一百万人以上、一百万人以上	一〇、〇三〇円

二 都道府県の支庁又は地方事務所

一〇、三六〇円
三二、八三五円
八、九五五円

三 大都市

選挙人の数	金額
三十万人未満	一、五五〇円
三十万人以上、五十万人未満	二、五三〇円
五十万人以上、五十万人以上	三、五三〇円
五十万人以上、五十万人以上	四、五三〇円
五十万人以上、五十万人以上	五、五三〇円
五十万人以上、五十万人以上	六、五三〇円
五十万人以上、五十万人以上	七、五三〇円
五十万人以上、五十万人以上	八、五三〇円
五十万人以上、五十万人以上	九、五三〇円
五十万人以上、五十万人以上	一〇、五三〇円

六 町村

選挙人の数	金額
一人未満	一、五五〇円
一人以上、一万人未満	二、五三〇円
一万人以上、一万人以上	三、五三〇円
一万人以上、一万人以上	四、五三〇円
一万人以上、一万人以上	五、五三〇円
一万人以上、一万人以上	六、五三〇円
一万人以上、一万人以上	七、五三〇円
一万人以上、一万人以上	八、五三〇円
一万人以上、一万人以上	九、五三〇円
一万人以上、一万人以上	一〇、五三〇円

第十三条第四項中「十一月一日から三月三十一日まで」を「十一月一日から三月三十一日まで」(道の区域にあつては、十一月一日から四月三十日まで)に、「三千六百円」を「四千八百円」に、「千八百円」を「二千四百円」に改め、同項但書の表を次のように改める。

地域	都道府県市町村等	都道府県	町村
一級地		六、〇〇〇円	三、〇〇〇円
二級地		七、二〇〇円	三、六〇〇円
三級地		七、八〇〇円	三、九〇〇円
四級地		八、四〇〇円	四、二〇〇円
五級地		九、六〇〇円	四、八〇〇円
	道区域	一五、六〇〇円	七、八〇〇円

第十三条の次に次の一条を加える。

(不在者投票特別経費)

第十三条の二 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十条の規定により不在者投票管理者(市区町村の選挙管理委員会の委員長たる不在者投票管理者を除く。以下「不在者投票管理者」という。)の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要する経費の額は、不在者投票をした選挙人一人について二十四円とする。

第十四条第一項の表中「一〇〇」及び「一五〇」を「二二〇」に改める。

第十六条中「二分の一に相当する額以内の額」を「二分の一に相当する額以内の額に第十三条の二の規定によつて算出した経費の額を加算した額」に改める。

第十七条第一項中「第四条から第十五条までの規定によつて算出した額の三分の二に相当する額以内の額」を「第四条から第十三条まで、第十四条及び第十五条の規定によつて算出した額の三分の二に相当する額以内の額に第十三条の二の規定によつて算出した経費の額を加算した額」に改め、同条第二項中「二十八万四千八百八十九円」を「二十八万八千五百二十三円」に改め、同条第三項中「三、一六〇」を「三、六七八九」に、「一九、八四五」を「二、四二五」に、「二八、〇二七」を「一九、九三三」に、「一七、二九四」を「一九、四五八」に改める。

第十八条第一項中「各都道府県の選挙管理委員会において要する経費及び当該都道府県の区域内に在る市区町村の選挙管理委員会において要する経費」を「各都道府県の選挙管理委員会及び当該都道府県の区域内に在る市区町村の選挙管理委員会において要する経費並びに不在者投票管理者において要する経費」に改め、「市区町村」の下に「及び不在者投票管理者」を加え、同条第二項中「百分の五以内の額」の下に「（自治庁長官と大蔵大臣との協議がととのつた場合においては、百分の五をこえる額）」を加え、同条第三項中「都道府県又は市町村」を「都道府県、市町村又は不在者投票管理者」に改める。

第二十条中「衆議院議員選挙人名簿」を「基本選挙人名簿」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。